

第35回原子力災害対策本部会議

第4回原子力防災会議

合同会議 議事録

原子力災害対策本部事務局

原子力防災会議事務局

平成26年度（第35回）原子力災害対策本部会議・
（第4回）原子力防災会議 合同会議

平成26年9月12日

10:20～10:40

官邸4階大会議室

議事次第

議事1．福島県川内村における避難指示区域の解除等について（案）

議題2．「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』の進捗」について

議題3．鹿児島県川内地域の緊急時対応の確認結果について

議題4．平成26年度原子力総合防災訓練の実施について

出席者一覧

安倍	晋三	内閣総理大臣
高市	早苗	総務大臣
松島	みどり	法務大臣
岸田	文雄	外務大臣
塩崎	恭久	厚生労働大臣
西川	公也	農林水産大臣
小渕	優子	経済産業大臣 産業競争力担当 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
太田	昭宏	国土交通大臣 水循環政策担当
望月	義夫	環境大臣 内閣府特命担当大臣(原子力防災)
江渡	聡徳	防衛大臣 安全保障法制担当
菅	義偉	内閣官房長官 沖縄基地負担軽減担当
竹下	亘	復興大臣 福島原発事故再生総括担当
山口	俊一	内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策 科学技術政策宇宙政策) 情報通信技術(IT)政策担当 再チャレンジ担当 クールジャパン戦略担当
有村	治子	女性活躍担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全 規制改革 少子化対策 男女共同参画)
甘利	明	経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
石破	茂	地方創生担当 内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)
赤澤	亮正	内閣府副大臣
宮下	一郎	財務副大臣

藤井	基之	文部科学副大臣
高木	陽介	経済産業副大臣 兼内閣府副大臣
小里	泰弘	環境副大臣 兼内閣府副大臣
福山	守	環境大臣政務官 兼内閣府大臣政務官
加藤	勝信	内閣官房副長官
世耕	弘成	内閣官房副長官
杉田	和博	内閣官房副長官
横畠	裕介	内閣法制局長官
西村	泰彦	内閣危機管理監
田中	俊一	原子力規制委員会委員長
金高	雅仁	警察庁次長
平井	興宣	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長

配付資料一覧

議事次第

- 資料 1 川内村における避難指示区域の解除等について（案）
- 資料 2 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の進捗
- 資料 3－1 川内地域の緊急時対応（概要）
- 資料 3－2 川内地域の緊急時対応（全体版）
- 資料 4 平成 26 年度原子力総合防災訓練の実施について

- 参考資料 1 関係市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況
- 参考資料 2 原子力災害対策指針・防災基本計画要求内容への対応状況
- 参考資料 3 平成 26 年度原子力総合防災訓練計画
- 参考資料 4 原子力災害対策本部構成員

(内閣総理大臣入室)

○菅内閣官房長官 ただ今から、第35回原子力災害対策本部、第4回原子力防災会議の合同会議を開催いたします。

本日は、四つの議題がございます。

一つ目は、福島県川内村における避難指示区域の解除等についてであります。二つ目は、「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』の進捗」について、三つ目は、鹿児島県川内地域の緊急時対応の確認結果について、四つ目は、平成26年度原子力総合防災訓練の実施についてでございます。

まず、原子力災害対策本部として、議題1「川内村における避難指示区域の解除等」について審議いたします。議題2として「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』の進捗」についてもあわせて、小渕経済産業大臣から説明をお願いします。

(議題1・2)

○小渕経済産業大臣 それでは、議題1・2について、あわせて御説明をさせていただきます。

まずは、議事1の川内村の避難指示区域の解除について御説明をさせていただきます。資料1の3枚目、参考1の地図を御覧いただきたいと思います。

地図の左下に四角囲いで、現状の川内村の避難指示区域を記載しております。このうち、川内村の東部に設定されています緑色の部分、避難指示解除準備区域の解除及び、オレンジ色の部分、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しの2点を本年10月1日に行うことについて、御審議いただきたいと思います。

川内村の全人口1142世帯・2739名のうち、避難指示解除準備区域は139世帯・275名、居住制限区域は18世帯・54名となっております。

両区域ともに、今年3月に除染を終え、インフラや生活関連サービスが復旧するなど避難指示解除の要件を満たすこととなったため、4月から、避難

指示解除準備区域では、帰還準備のための宿泊を実施しているところであり
ます。

こうした中、住民の方々と、村長も交えて対話集会を重ね、8月17日の
住民説明会にて、10月1日の避難指示解除準備区域の解除及び居住制限区
域の見直しについて、地元の御理解をいただいたところであります。

以上を踏まえ、資料1の1枚目について、原子力災害対策本部として決定
することとしたいと思っております。

続きまして、議事2について御説明させていただきます。資料2の1ペー
ジ目を御覧いただきたいと思っております。

昨年12月に福島復興の新たな指針を閣議決定し、復興に向けて全力で取
り組んでいるところでもあります。これまで、田村市の避難指示解除が実現す
るとともに、追加賠償の支払いの開始などが進捗しております。今後の取組
みとして、楡葉町など、その他の市町村についても、避難指示の解除、復興
の本格化に向けて、取組みを進めてまいります。

また、新たな生活の開始に向けた取組みとして、「福島12市町村の将来
像」の検討や、「福島・イノベーションコースト構想」の実現に加えて、町
内外の復興拠点の整備や、賠償の円滑な支払い、中間貯蔵施設の整備につ
いても、関係省庁と連携して、しっかりと実施してまいります。

福島再生の要となる、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を着実に
行いながら、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島の再生をさらに加速し
てまいりたいと考えております。

以上です。

○菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御発言がございましたら、お
願いいたします。

○望月環境大臣 環境省では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、福
島県をはじめとする被災地における除染等の措置を実施しております。最近
では、国直轄の除染のうち、夏までに予定しておりました葛尾村及び川俣町
における宅地除染の作業が終了し、帰還困難区域内の国道6号についても除
染が終了するなど、着実な進捗を示しているところでございます。

また、福島の除染・復興を進める上で必要不可欠な中間貯蔵施設について、

9月1日に佐藤福島県知事より建設受入れを容認する旨、大熊・双葉の両町長より知事の判断を重く受け止め、地権者への説明を了承する旨の判断をいただいたところでございます。

今後、臨時国会にも中間貯蔵施設の整備に向けた所要の法案を提出するとともに、地権者の皆様に丁寧に説明し御理解を得ながら、中間貯蔵施設の整備に向け全力を尽くしてまいります。

○菅内閣官房長官 それでは、「川内村における避難指示区域の解除等」について、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○菅内閣官房長官 ありがとうございます。

では、原案のとおり、原子力災害対策本部の決定といたします。

次に、原子力防災会議として、議題3「鹿児島県川内地域の緊急時対応の確認結果」について、望月原子力防災担当大臣、お願いします。

(議題3)

○望月原子力防災担当大臣 地域の防災計画・避難計画については、昨年9月の原子力防災会議における方針決定以降、各地にワーキングチームを設置し、関係府省庁が自治体と一体となって取り組んでまいりましたが、鹿児島県川内地域については、今月5日に、ワーキングチームを開催し、同地域の緊急時対応について確認を行いましたので、内容について御報告いたします。詳細については、原子力災害対策担当室長から説明いたします。

○平井原子力災害対策担当室長 それでは、鹿児島県川内地域の緊急時の対応につきまして、資料3-1と3-2を使って御説明いたします。

初めに、鹿児島県川内地域の概要でございますが、原子力災害重点地域、すなわち川内原発から概ね半径30km圏内の人口は、約21万5,000人となっております。そのうち、発電所から概ね5キロ圏のPAZと呼ばれる範囲には、薩摩川内市の約4,900人が居住、また、5～30キロ圏のU

PZと呼ばれる範囲には、薩摩川内市を含む9市町の約21万人の方が住んでいらっしゃいます。原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針では、発電所からの距離に応じて重点を置いた対策を講じるとしており、5キロ圏内のPAZと、5～30キロ圏内のUPZでは別の対応をとることとしております。

それぞれ、どのような緊急時対応を準備しているか、御説明いたします。2ページ目をお開きください。

まず、発電所から5キロ圏内のPAZですが、この区域は、原子力災害対策指針が定める基準に基づき、放射性物質が放出される前の早い段階から避難を開始することとしております。一方、無理に避難をすることでかえって健康リスクが高まるような方につきましては、屋内退避をしていただくということにしておりまして、これは福島事故の大きな教訓でございます。

原子力災害対策指針では、発電所の状況の深刻さに応じて、緊急事態を二つに分けております。

まず、全交流電源喪失といった事態になった場合、これを「施設敷地緊急事態」と呼んでおり、約1,200名の避難や屋内退避を開始することとなります。「避難行動要支援者」として、例えば病院や社会福祉施設に入っている方、あるいは在宅の傷病者や高齢者、学校や保育所の園児・児童・生徒、それぞれにつきましては、早い段階から避難を開始していただくということにしております。ここに書いておりますとおり、対象人数は全て把握されておりまして、それぞれがそれぞれの1対1の関係で鹿児島市等の施設にバス等で避難するというようにしております。

先ほど申しましたように、無理に避難するとかえって健康のリスクが高まる方につきましては、放射線防護対策を施した屋内避難施設に避難していただくということにしております。

一方、さらに事態が深刻化し、原子炉が冷却できないといった事態になった場合、これを「全面緊急事態」と定義しておりますが、残りの5キロ圏内の一般住民の方、約3,700名でございますが、この方に避難指示を出して避難していただくという計画でございます。

基本的には自家用車で避難していただくということにしておりますが、自

家用車を持っていらっしゃらない方など、自家用車による避難ができない方が約800名、この地域にいらっしゃいますが、それぞれ移動の際、最大33台のバスを確保して移動していただくということにしております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

発電所から5～30キロ圏内のUPZの緊急時の避難の対応でございますが、5キロ圏内の一般住民の方に避難指示が出される「全面緊急事態」のタイミングで、屋内退避の指示が出されます。この区域の住民の方はまず屋内に避難していただき、放射性プルーム等による被ばくリスクを低減するというのが、原子力災害対策指針に示された原則でございます。

同時に、この地域で緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率の実測結果に基づき、基準となる値を超えた地域については一時移転などの防護措置を実施していくということにしております。すなわち、この5～30キロ圏内の全住民が一斉に同心円で一時移転を行うということではございません。

モニタリングの結果により、毎時20マイクロシーベルトを超える地域を特定し、その地域の住民の方に1週間程度以内であらかじめ定められた避難所に一時移転していただくという考えでございます。この考え方はIAEAの基準に基づくものでございますが、IAEAでは一時移転実施の判断基準を毎時100マイクロシーベルトとしており、我が国はこれより低い値で一時移転を開始することとしております。

このUPZにつきましても、避難計画により避難先、避難経路等があらかじめ定められております。これも基本的には自家用車で移動していただくこととなりますが、自家用車を利用できない方の移転に際しては、鹿児島県が県内のバス会社からバスを調達、あるいは隣接県からバスを調達、または国として関係事業者に要請し、必要な輸送力の確保を図ることとしております。

最後に、国の実動組織による緊急時支援体制を御説明いたします。資料3-2の79ページを御覧ください。

川内地域周辺の自衛隊、警察、消防、海上保安庁の実動組織の状況は、この資料のとおりとなっております。

資料の82ページ、83ページをお願いいたします。

複合災害によって避難道路が通行不能になったり、避難できなくなった場合には、川内地域周辺の実動部隊が道路啓開、搬送するといった各種の避難措置を行うこととしております。83ページの写真は、今年の原子力総合防災訓練時の実動組織の対応でございます。

以上の鹿児島県川内地域の緊急時の対応につきましては、去る9月5日、鹿児島県や関係市町も出席したワーキングチームの会合において、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針の考え及び防災基本計画にのっとり、発電所からの距離に応じた対応策が合理的かつ具体的なものとして定められていることを確認いたしました。

以上でございます。

○菅内閣官房長官 ただいまの説明について、何か御発言はあるでしょうか。よろしいですか。

それでは、望月原子力防災担当大臣より御発言をお願いします。

○望月原子力防災担当大臣 今回の緊急時対応の取りまとめに当たりまして、関係省庁にはさまざまな御協力をいただきました。御礼を申し上げたいと思います。

今後、鹿児島県川内地域以外の地域についても同様の取組みを進めてまいりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

特に、自衛隊を初めとする実動組織の活動には、自治体から強い期待が寄せられておりますので、防衛省、警察庁、国土交通省・海上保安庁、消防庁には、万が一の場合の対応について、よろしく願いいたします。

○菅内閣官房長官 それでは、原子力防災会議としては、ただいまの報告を了としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○菅内閣官房長官 ありがとうございます。

次に、最後の議題であります「平成26年度原子力総合防災訓練の実施」について、説明をお願いします。

小里原子力防災担当副大臣、お願いします。

(議題4)

○小里原子力防災担当副大臣 議題4につきまして、資料4に基づいて説明申し上げます。

原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、国、自治体、電力事業者、地域住民が合同で実施する、原子力緊急事態を想定した訓練であります。

本年度は、11月上旬に、北陸電力株式会社志賀原子力発電所を対象として、2日間の訓練を実施する予定であります。

訓練内容ですが、1日目に、住民の方や社会福祉施設などの避難訓練、原子力災害対策本部の設置・開催訓練、安定ヨウ素剤の配布・服用訓練などを予定しております。

また、2日目に、原子力発電所から5キロ以遠の地域の住民の一時移転実施に関する訓練を予定しております。

私からの説明は以上であります。

○菅内閣官房長官 ただいまの説明について、何か御発言はあるでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○菅内閣官房長官 以上で予定の議題は全て終了いたします。

最後に安倍総理から御発言をお願いします。ここで報道関係者が入りますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(締めくくり挨拶)

○菅内閣官房長官 それでは、安倍総理、御発言をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 川内村の避難指示解除を決定いたしました。これによ

り、いよいよ10月から、住民の帰還が始まります。しかしながら、避難指示解除はゴールではなく復興に向けた出発点です。解除後も一層強力に支援してまいります。檜葉町をはじめ、他の市町村でも避難指示解除を進められるよう、関係大臣はよく連携し、対策を強化していただきたいと思えます。

あわせて、被災地域の希望と自立のため、「イノベーションコースト構想」の具体化や、地域の将来像の策定を政府一体となって進めてまいります。

川内地域の避難計画を含めた緊急時対応について、「具体的かつ合理的なものとなっていること」を、県と関係市町、関係省庁が参加したワーキングチームで確認し、これを了承しました。現地の皆様の理解を得られるよう、関係省庁、関係機関は、丁寧な説明に努めるとともに、今後も実効性の向上、一層の改善、充実に取り組んでいただきたいと思えます。

その他の地域についても同様の取組みを進めるべく、政府をあげて自治体を全面的に支援してまいります。あわせて、早急に政府の原子力防災体制を充実・強化していかなければなりません。望月大臣はしっかりと進めていただきたいと思えます。

震災の教訓を忘れず、かつ、未来を見据えながら、全力で取り組んでいただくよう、よろしく願いいたします。

○菅内閣官房長官 報道関係者はここで御退室願います。

(報道関係者退室)

○菅内閣官房長官 これをもちまして、第35回原子力災害対策本部、第4回原子力防災会議の合同会議を終了いたします。

以上